

福知山市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

福知山市自主防災組織育成補助事業補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織（法第7条の規定及び福知山市地域防災計画により、災害から地域社会を守るため、本市の自治会又は一定のまとまりのある地域において、住民が自発的に結成し運営する組織をいう。以下同じ。）の育成支援を行うため、予算の範囲内において福知山市自主防災組織育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

(1) 自主防災組織

(2) 複数の自主防災組織又は自治会で構成された団体（少なくとも1以上の自主防災組織を含むものに限る。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体による防災訓練の実施、防災資機材の整備等防災活動とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1号に規定する補助対象団体 補助対象事業に要する経費で別表に定めるもの

(2) 第2条第2号に規定する補助対象団体 補助対象事業に要する経費で別表啓発活動費の項、訓練活動費の項及び研修費の項に定めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額及び限度額は、次の各号に掲げる補助対象団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1号に規定する補助対象団体で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの 補助金の額は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、補助金の限度額は50,000円とする。

ア 自主防災組織を結成した日から起算して1年を経過する日までに次条の規定による申請を行ったものであること。

イ 過去に補助金の交付を受けたことがないものであること。

(2) 第2条第1号に規定する補助対象団体（前号に該当するものを除く。） 補助金の額は補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、補助金の限度額は20,000円とする。

(3) 第2条第2号に規定する補助対象団体 補助金の額は補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、補助金の限度額は40,000円とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り

捨てるものとする。

3 補助金の申請回数は、補助対象団体ごと1年度につき1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施までに福知山市自主防災組織育成事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 歳入歳出予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を福知山市自主防災組織育成事業補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに福知山市自主防災組織育成事業補助金変更交付申請書に当該変更を証する書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない場合又は事業計画の軽微な変更である場合については、市長と協議し、その指示に従うものとする。

2 前項の規定による申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、福知山市自主防災組織育成事業補助金実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 歳入歳出決算書

(2) 領収書の写し

(3) 事業実施時の写真等

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を福知山市自主防災組織育成事業補助金交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条第2項に規定する通知を受けたときは、速やかに所定の請求書により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に規定する申請書、報告書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日（次項において施行日という）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に申請された補助金に適用し、施行日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 改正後の福知山市自主防災組織育成事業補助金交付要綱の規定は、令和3年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福知山市自主防災組織育成事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請された補助金に適用し、施行日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費一覧表

項目
情報収集・伝達用資機材整備費
初期消火用資機材整備費
水防用資機材整備費
救出用資機材整備費
救護用資機材整備費
避難誘導用資機材整備費
避難所環境改善用資機材整備費
給食・給水用資機材整備費
その他資機材整備費
保険料
消耗品費
啓発活動費
訓練活動費
研修費
その他特に必要と認めるもの